



熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

年 月 日

小千谷市長 あて

申告者（納税義務者）

住 所

氏 名

電話番号

個人番号 又は法人番号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※個人番号の記入にあたっては、左端を空欄にしてください。

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、小千谷市税条例附則第9条の3第8項の規定により申告します。

記

家屋の所在	小千谷市		家屋番号	
種類(用途)	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ※ 該当するものを○で囲んでください。			
持ち家の種類	一戸建 ・ マンション ※ 該当するものを○で囲んでください。			
構造	木造 ・ 非木造(造) 階建 ※ 該当するものを○で囲んでください。			
延床面積	m ²	併用住宅にあつてはそのうちの住宅部分床面積	m ²	
建築年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成	年 月 日	平成26年4月1日現在存在することが必須要件	
登記年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成	年 月 日		
熱損失防止改修工事完了年月日	年 月 日		平成26年4月1日以降完了の工事が必須要件	
熱損失防止改修工事の内容	窓 ・ 天井 ・ 壁 ・ 床		工事をした箇所を○で囲んでください。	窓の断熱性を高める改修工事については必須要件
熱損失防止改修工事に要した費用	円			費用60万円超の改修工事が必須要件
改修完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由				
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに 同意します ・ 同意しません ※いずれかを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった場合、その都度提出していただくことになります。			

【添付書類】（地方税法施行規則附則第7条第9項第2号及び第3号の規定に基づく書類）

- 熱損失防止改修工事証明書
※建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。
- 工事費用として補助金等の交付を受ける場合には、交付決定を受けたことを確認できる書類の写し



熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

年 月 日

記入例

小千谷市長 あて

申告者（納税義務者）

住所 小千谷市城内2丁目7番5号

氏名 小千谷 太郎

電話番号 0258-83-3511

個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※個人番号の記入にあたっては、左端を空欄にしてください。

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、小千谷市税条例附則第9条の2第8項の規定に基づき申告します。

記		該当するものを○で囲んでください。	
家屋の所在	小千谷市城内2丁目1287-7	家屋番号	
種類(用途)	<input checked="" type="radio"/> 専用住宅 ・ <input type="radio"/> 併用住宅 ・ <input type="radio"/> 共同住宅(マンション等)	持ち家の種類	<input checked="" type="radio"/> 一戸建 ・ <input type="radio"/> マンション
構造	<input checked="" type="radio"/> 木造 ・ <input type="radio"/> 非木造()造	2階建	※○で囲んでください。
延床面積	1 2 3 . 4 5 m ²	併用住宅にあつてはそのうちの住宅部分床面積	m ²
建築年月日	明治 ・ 大正 ・ <input checked="" type="radio"/> 昭和 ・ 平成	43年4月1日	平成26年1月1日現在存在することが必須要件
登記年月日	明治 ・ 大正 ・ <input checked="" type="radio"/> 昭和 ・ 平成	43年4月15日	
熱損失防止改修工事完了年月日	令和3年5月1日		平成26年4月1日以降完了の工事が必須要件
熱損失防止改修工事の内容	<input checked="" type="radio"/> 窓 ・ <input type="radio"/> 天井 ・ <input checked="" type="radio"/> 壁 ・ <input type="radio"/> 床	工事をした箇所を○で囲んでください。	窓の断熱性を高める改修工事については必須要件
熱損失防止改修工事に要した費用		1,000,000円	費用60万円超の改修工事が必須要件
改修工事終了後3月以内に申告書を提出することができなかった理由	<input checked="" type="radio"/> 工事をした箇所を○で囲んでください。		
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに <input checked="" type="radio"/> 同意します ・ <input type="radio"/> 同意しません		

※いずれかを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった場合、その都度提出していただくことになります。

【添付書類】（地方税法施行規則附則第7条第9項第2号の規定に基づく書類）

1 熱損失防止改修工事証明書

※建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。